

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年六月十七日法律第四十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百三条の二第一項の改正規定並びに附則第十条及び第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から施行する。